

業態調書提出の注意事項【役務】

2026, 2027, 2028 年度において、西日本旅客鉄道株式会社における調査、設計、測量等の役務（以下、「役務」という）に参加を希望される方は、次の事項に留意のうえ調書を提出して下さい。

1. 申請を受け付ける業種区分

役務の業種区分及び業務内容は、次表のとおりです。

業種区分	業務内容
土木設計調査	土木に関する設計、調査、試験、測定、管理等
建築設計調査※ ¹⁾	建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等
軌道設計調査	軌道に関する設計、調査、試験、測定、管理等
機械設計調査	機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等
電気設計調査	電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等
一般測量調査※ ²⁾	土木測量（踏査測量、線路測量、配線測量、一般土木測量）、建築測量
空中測量調査※ ²⁾	航空写真撮影、航空測量、航空写真図化等
用地調査	用地に関する調査、測量、登記、財産整理等
地質調査	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水門調査等
環境調査※ ³⁾	騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等
財産整理	土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成
写図	図面の作成、調整、検図等
電算処理情報	設計、調査、試験、測定、管理等に係る電算処理等
記録映画作成	記録映像、映画の編集・作成等

※1) 建築設計調査については、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規程により建築士事務所の登録を受けていることが必要です。

※2) 一般および空中測量調査については、測量法第 55 条の 5 第 1 項の規定により測量業者の登録を受けていることが必要です。ただし、航空写真撮影、航空写真図化は除く。

※3) 環境調査については、計量法第 107 条第 2 号に掲げる計量証明事業所の登録を受けていることが必要です。ただし、気象観測のみを希望する場合を除く。

2. 必要な書類

(1) 業態調書（様式－2）

2026年1月1日を基準日として作成して下さい。

(2) 営業に関し、法律上必要とする証明書の写し

(3) 登記事項証明書の写し

(4) 代表者印鑑証明書

(5) 納税証明書の写し

下記のうちいずれか1枚を添付してください。ただし、証明年月日が申請書類提出時以前で3ヶ月以内のものとします。

※可能な限り「○」のついた証明書を添付してください。（「○」のついた証明書は科目単位の証明書ですので、2枚必要になります。）

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3	「申告所得税及び復興特別所得税(個人)、法人税(法人)、消費税及び地方消費税(個人及び法人)」について未納の税額のないことの証明書	○	○
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎

(6) 代理申請に係る委任状

行政書士等の代理申請が可能です。この場合には、申請者本人（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状を提出してください。委任状は、次の条件を満たすものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

- ① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記入されていること。
- ③ 受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記入があること。
- ④ 委任者・受任者の住所、氏名の記載があること。

3. 提出方法等

(1) 受付先

本社（施設部・電気部）の担当者宛てに郵送して下さい。施設と電気の両方に係る場合は、電気部担当者宛に郵送してください。

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目6番35号 新大阪第3NKビル 施設部担当者宛
〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目6番35号 新大阪第3NKビル 電気部担当者宛

なお、受領に関する当社からの通知（発送）は基本的には行いませんので、必要な場合はその旨明記していただき、返信用封筒を添えてご提出願います。

(2) 受付期間

2026年1月6日（火）～2026年1月28日（水）

※2026年1月28日（水）当日消印有効

(3) お問合せ先

メールでのお問合わせをお願いします。

Email: koujisanka@westjr.co.jp

※返信までに時間を要する場合がありますこと、ご承知おきください。

(4) お問合せ期間

2025年12月22日（月）～2026年1月28日（水）